

松江市建築設計等委託業務成績評定要領

（目的）

第1条 この要領は、松江市が発注する建築工事に係る設計委託業務の成績評定（以下「評定」という）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建築コンサルタント等及び技術者の適正な選定並びに指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定の対象は、原則として、1業務の当初契約金額が50万円以上の委託業務のうち、次の各号に掲げる業務とする。

- （1） 建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいう。）
- （2） 建築又は建築設備に関する耐震診断業務
- （3） 上記（2）以外の診断業務

（評定者）

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という）は、松江市設計・測量・設計等業務検査要領に定める検査職員、総括監督員及び監督員とする。

（評定の時期）

第4条 検査職員は完了検査を実施後速やかに、総括監督員及び監督員は業務の完了後速やかに、それぞれの評定を行うものとする。

（評定の方法）

第5条 評定は、業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2. 評定は、委託した業務の内容により「建築設計業務成績採点表」（様式第1号）又は、「建築診断業務成績表」（様式第1号）で行うものとする。
3. 「建築診断業務成績表」（様式第1号）を使用して評価する業務については、別に定める耐震診断等業務評定基準によるものとする。

（評定の報告）

第6条 評定者は、「採点表」（様式第3号）の結果を「建築設計等委託業務成績評定表」（様式第2号）（以下「評定表」という。）に記載し、検査調書に添付して、主管部長に報告するものとする。

（評定結果の通知）

第7条 主管部長は、検査調書の提出があったときは、遅滞なく当該業務の受託者に対して評定の結果を書面により通知するものとする。

2. 前項の通知には、「項目別評定点表」（様式第5号）を添付するものとする。

（評定の修正）

第8条 主管部長は、第7条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正するものとする。

2. 前項により評定を修正した場合は、遅滞なく、その結果を当該業務の受託者に通知するものとする。

（説明請求等）

第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日（休日を含む）

以内に書面により通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができる。
2. **主管部長**は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(評定結果の公表)

第10条 松江市設計・測量・調査等業務検査要領第3条に基づき、検査官が検査を実施し、評定を行った結果は、速やかに公表するものとする。

(通知、公表及び回答の方法)

第11条 第7条から第10条までの通知、公表及び回答については、松江市委託業務成績評定点通知公表規程（別紙1）によるものとする。

(成績の保管)

第12条 成績評定点については、契約検査課で保管する。

(附則)

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

ただし、第7から第9については、平成23年4月1日以降発注する委託業務に適用する。

平成26年4月1日から施行する。

平成28年4月1日から施行する。

令和7年4月1日から施行する。

様式第 4 号

年 月 日

商号又は名称・代表者氏名 様

〇〇〇部長

委託業務成績評定通知書

貴社が受注した下記の委託業務について、松江市建築設計等委託業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この通知を受けた日から 14 日(休日を含む)以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 業務名
2. 履行期間 〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日
3. 完了検査年月日 〇年〇月〇日
4. 評定点 別表のとおり
5. 送付先
〒690-8540
松江市末次町86番地
松江市〇〇部〇〇課長あて
6. 手続き等の問い合わせ先 (※検査職員)
〇〇部〇〇課長

契約検査課建設工事監理室
検査官 〇〇 〇〇